

写

13町監第244号の3
2014年2月21日

請 求 人 様

町田市監査委員	小 西 弘 子
同	木 下 健 治
同	佐々木 智 子
同	佐 藤 伸一郎

町田市住民監査請求監査結果通知書
(町田市職員措置請求について)

2013年12月24日付けで請求のあった標記のことについて、地方自治法第242条第4項の規定により、監査した結果を次のとおり通知します。

第 1 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求書の提出

2013年12月24日

3 請求の内容

(1) 主張事実

町田市長は、2012年12月から条例改正をし、市内の公園駐車場を有料化した。その際の議会説明によれば、公園全体で3百万円の黒字になる見通しであるとの答弁であった。

ところが、実際に有料化を実施したところ、2013年6月時点で3千万円以上の赤字であることが判明し、町田市（以下「市」という。）は、平日昼間の無料化を行った。しかし、その実施後でも赤字の見通しである。

そもそも、計画当初から有料化によって逆に赤字が発生する施設があることが分かっているにもかかわらず実施したことが無謀で、税金の無駄遣いである。「受益者負担の適正化に関する基本方針」（以下「受益者負担の基本方針」という。）や「2011年度受益者負担の適正化に向けた取り組みについて」を見ても、何のために公園駐車場を有料化するのか、個々の駐車場で実情が違うはずなのに画一的に有料化するという行政目的が理解できない。「最小の経費で最大の効果を上げる」という精神からもかけ離れている。

わざわざ使用料を取ったがために逆に赤字になり、税金の投入によりこの赤字を埋めている状況を鑑みるに、この事業継続によって公園の運営費を上げてしまう状況を続けることは、税金の公平性、効率性の観点から意味がない。また、この見通しの甘さに対して町田市に与えた2012年12月から2013年7月までの損害41,019,692円は、誰も責任を取らないまま、単に一部無料化しただけでごまかそうとしている。

(2) 措置要求

町田市長は、即座にこの有料化事業を廃止してこれ以上の損害を市に与え続けることを止め、今日まで継続して与えてきた損害少なくとも41,019,692円を市に返金するよう求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

公園駐車場有料化に係る公金の支出を監査対象とした。

2 監査対象部課

都市づくり部公園緑地課を監査対象とした。

3 証拠の提出及び陳述等

自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、2014 年 1 月 22 日に請求人の陳述の聴取を行った。請求人から資料 3 及び資料 4 が提出された。

4 監査対象部課に対する事情聴取

2014 年 1 月 22 日に都市づくり部公園緑地課に対して事情聴取を行った。また、同月 28 日に財務部財政課に対して参考意見の聴取を行った。

第 3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 公園駐車場有料化に係る条例改正等について

ア 2011 年 12 月 1 日、市長は、公園駐車場を有料化するに当たり、町田市立公園条例の一部を改正する条例を、平成 23 年（2011 年）第 4 回町田市議会定例会に第 95 号議案として提出した。

提出した条例は、既に駐車場利用料金を徴収していた 2 施設（サン町田旭体育館駐車場、町田中央公園駐車場）と新たに有料化する 10 か所の公園駐車場を有料公園施設として規定し、駐車場の利用時間に応じた駐車料金を定めるものであった。

イ 2011 年 12 月 13 日、平成 23 年（2011 年）町田市議会建設常任委員会（以下「建設常任委員会」という。）において、第 95 号議案は継続審査となった。

ウ 2012 年 2 月 27 日、市長は、平成 24 年（2012 年）第 1 回町田市議会定例会に第 95 号議案の撤回を付し、同日承認された。

定例会の議事録によれば、撤回の理由は、公園駐車場の有料化について一部見直しをする必要が生じたためとしている。

エ 2012 年 3 月 1 日、市長は、町田市立公園条例の一部を改正する条例を、平成 24 年（2012 年）第 1 回町田市議会定例会に第 60 号議案として提出した。

撤回した第 95 号議案との相違点は、新たに有料化する公園駐車場を 8 か所としたこと、駐車料金の減額・免除の規定を設けたこと及び駐車料金を徴収しない日を定めることができる旨を規定したことであった。

新たに有料化する 8 か所の公園駐車場は、野津田公園駐車場、小野路公園駐車

場、相原中央公園駐車場、鶴間公園駐車場、日向山公園駐車場、忠生公園駐車場、薬師池公園駐車場、芹ヶ谷公園駐車場である。

オ 2012年3月28日、平成24年（2012年）第1回町田市議会定例会において、第60号議案が可決された。

カ 2012年8月31日、市長は、公園駐車場有料化に伴い発生する歳入及び歳出を計上した平成24年度（2012年度）町田市一般会計補正予算（第2号）を、平成24年（2012年）第3回町田市議会定例会に第74号議案として提出した。

キ 2012年10月5日、平成24年（2012年）第3回町田市議会定例会において、第74号議案が可決された。

ク 2012年12月1日、公園駐車場の有料化を実施した。

ケ 2013年7月22日、市は、平成25年（2013年）建設常任委員会において、指定管理者が管理する5か所の公園駐車場については、イベント等による駐車場の混雑が予想される日を除く利用者の少ない平日の駐車料金を無料とする旨の報告をし、2013年8月1日から実施した。

指定管理者が管理する5か所の公園駐車場は、野津田公園駐車場、小野路公園駐車場、相原中央公園駐車場、鶴間公園駐車場、日向山公園駐車場である。

委員会の議事録によれば、2012年12月から実施した公園駐車場有料化後、毎月经費が収入を上回る状況が続いているため、収支改善を目的として、管理経費の縮減を図るために運用を変更することであった。

コ 2013年8月30日、市長は、町田市立公園条例の一部を改正する条例を、平成25年（2013年）第3回町田市議会定例会に第76号議案として提出した。

提出した条例は、前記エで示した8か所の公園駐車場について、駐車料金を徴収する日を、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに市長が別に定める日に改めるものであった。また、詐欺その他不正の行為により、駐車料金の徴収を免れた者に対しては、その免れた額のほか、その額の2倍に相当する額の過料を科す規定を加えた。

サ 2013年10月8日、平成25年（2013年）第3回町田市議会定例会において、第76号議案が可決された。

シ 2013年10月10日、改正した条例を施行した。

(2) 請求人が主張する損害41,019,692円について

ア 2012年11月29日、市は、薬師池公園、忠生公園及び芹ヶ谷公園（以下「直営公園」という。）の駐車場使用料の徴収等を委託するため、公益社団法人町田市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）と町田市立公園駐車場料金徴収業務委託契約を締結した。

イ 2012年11月29日、市は、直営公園の駐車場において徴収した使用料について、料金所からの回収及び市への入金を委託するため、シルバー人材センターと町田市立公園駐車場料金回収業務委託契約を締結した。

ウ 2013年4月22日、市はシルバー人材センターに対し、前記イに係る委託

- 料2, 160, 000円を支払った。
- エ 2013年4月23日、市はシルバー人材センターに対し、前記アに係る委託料8, 828, 325円を支払った。
- オ 2012年度に市に歳入された公園駐車場使用料は2, 305, 800円であった。
- カ 2013年3月31日、市は、野津田公園の管理をしている日本体育施設株式会社（以下「日本体育施設」という。）と「町田市都市公園施設の管理に関する年度協定書の追加（野津田公園）」を締結し、市は駐車場有料化業務の実施の対価として5, 643, 433円を日本体育施設に支払うとした。
同年5月15日、市は日本体育施設に5, 643, 433円を支払った。
- キ 2013年3月31日、市は、小野路公園の管理をしている株式会社ギオン、株式会社富士グリーンテック東京支店、株式会社ゼルビア、特定非営利活動法人アスレチッククラブ町田及び株式会社東京総合造園の共同事業体であるチーム町田（以下「チーム町田小野路公園グループ」という。）と「町田市都市公園施設の管理に関する年度協定書の追加（小野路公園グループ）」を締結し、市は駐車場有料化業務実施の対価として1, 834, 293円をチーム町田小野路公園グループに支払うとした。
同年5月15日、市はチーム町田小野路公園グループに1, 834, 293円を支払った。
- ク 2013年3月31日、市は、相原中央公園の管理をしている特定非営利活動法人レスポアール相原（以下「レスポアール相原」という。）と「町田市都市公園施設の管理に関する年度協定書の追加（相原中央公園）」を締結し、市は駐車場有料化業務実施の対価として1, 273, 526円をレスポアール相原に支払うとした。
同年5月15日、市はレスポアール相原に1, 273, 526円を支払った。
- ケ 2013年3月31日、市は、町田中央公園、鶴間公園及び日向山公園の管理をしている株式会社ギオン、株式会社富士グリーンテック東京支店、株式会社ゼルビア、特定非営利活動法人アスレチッククラブ町田、株式会社東京総合造園及びファシリティパートナーズ株式会社の共同事業体であるチーム町田（以下「チーム町田町田中央公園グループ」という。）と「町田市都市公園施設の管理に関する年度協定書の追加（町田中央公園グループ）」を締結し、市は駐車場有料化業務実施の対価として3, 309, 529円をチーム町田町田中央公園グループに支払うとした。
同年5月15日、市はチーム町田町田中央公園グループに3, 309, 529円を支払った。
- コ 2013年4月1日、市は、直営公園の駐車場使用料の徴収等を委託するため、シルバー人材センターと町田市立公園駐車場料金徴収業務委託契約を締結した。
- サ 2013年4月1日、市は、直営公園の駐車場において徴収した使用料について、料金所からの回収及び市への入金を委託するため、シルバー人材センターと町田市立公園駐車場料金回収業務委託契約を締結した。

シ 市がシルバー人材センターに支払った2013年4月から同年7月分の町田市立公園駐車場料金徴収業務の委託料は10,781,325円であった。

ス 市がシルバー人材センターに支払った2013年4月から同年7月分の町田市立公園駐車場料金回収業務の委託料は2,196,000円であった。

セ シルバー人材センターから提出された「直営公園駐車場料金売上」によれば、2013年4月から同年7月までの売上は4,081,440円であった。

ソ 2013年7月11日及び同年10月8日、市はレスポアール相原から提出された「2013年度業務実施報告書の提出について（駐車場有料化業務報告）」を収受した。

本報告書によれば、2013年4月から同年7月までの駐車場有料化業務に係る収支差額は752,962円の赤字であった。

タ 2013年10月21日、市は日本体育施設から提出された「2013年度業務実施報告書の提出について（2013年4月～9月分の報告）」を収受した。

本報告書によれば、2013年4月から同年7月までの駐車場有料化業務に係る収支差額は6,722,245円の赤字であった。

チ 2013年10月23日、市はチーム町田町田中央公園グループから提出された「2013年度業務実施報告書の提出について（駐車場有料化業務報告：4月～9月）」を収受した。

本報告書によれば、2013年4月から同年7月までの駐車場有料化業務に係る収支差額は2,466,215円の赤字であった。

ツ 2013年10月23日、市はチーム町田小野路公園グループから提出された「2013年度業務実施報告書の提出について（駐車場有料化業務報告：4月～9月）」を収受した。

本報告書によれば、2013年4月から同年7月までの駐車場有料化業務に係る収支差額は1,638,439円の赤字であった。

テ 以上のことから、公園駐車場有料化に伴い2012年12月から2013年7月までに発生した赤字額は41,219,052円であった。

2 都市づくり部公園緑地課の説明

(1) 公園駐車場有料化の目的について

公園駐車場の有料化は、市が2010年8月に策定し、2011年8月に改正した受益者負担の基本方針に基づき、受益者負担の割合の適正化を図り、社会的公平・公正を確保するとともに、あわせて、一部の利用者が長時間駐車することにより限られた駐車枠が占有され、他の利用者が利用できなくなることを防止することと、公園施設利用者でない方が公園駐車場に車を駐車する不正利用を防止することを目的に導入した。

(2) 長時間駐車及び不正利用の状況について

ア 公園駐車場の有料化前は、以下のような長時間駐車及び不正利用により、他の公園利用者が駐車できないなどの影響があった。

(ア) 鶴間公園では、駐車場に車を止め、南町田駅から電車に乗って都内に出掛け

る人がいた。また、アウトレットモールが近隣にあるため、長時間利用される事があった。

(イ) 薬師池公園では、ぼたん園開園期間中は、駐車場の収容可能台数を超える来園者があり、鎌倉街道の渋滞を引き起こしていた。また、公園利用者以外（フットパス利用者など）が北駐車場を一日中利用することがあり、回転が悪くなり鎌倉街道の渋滞を引き起こしていた。

(ウ) 芹ヶ谷公園では、桜の季節や時代祭りなどのイベント期間中は、駐車場の収容可能台数を超える来園者があり、近隣道路が渋滞することがあった。

(エ) 日向山公園では、週末は、野球場やテニスコート利用者の車で満車になり、スポーツ施設利用者以外の公園利用者が駐車できないことがあった。

(オ) 忠生公園では、週末は、公園内にあるソフトボール場利用者の車で満車になり、ソフトボール場利用者以外の公園利用者が駐車できないことがあった。

(カ) 相原中央公園では、近隣住宅等の来客者と思われる車が一日中利用し、公園利用者がいない時間帯にも車が停まっていた。

(キ) 野津田公園では、イベント期間中は駐車場の収容可能台数を超える来園者が来るため、周辺道路に渋滞を引き起こしていた。また、運送業者のトラックが荷物の積替えに利用していた。

イ 2012年12月1日から公園駐車場の有料化を実施したことにより、以下のとおり長時間駐車及び不正利用が大幅に減少し、適正な公園駐車場利用が図られた。

(ア) 鶴間公園では、平日については有料化前13台が有料化後は1台に、休日については、有料化前34台が有料化後は1台に減少した。

(イ) 野津田公園では、平日については有料化前18台が有料化後0台になり、休日については有料化前34台が有料化後2台に減少した。

(ウ) その他の公園においても同様に、長時間駐車台数が減少している。

ウ 2013年8月1日の運用変更後についても、平日のパトロール等を強化することにより、長時間駐車増加はなく、駐車場有料化の目的である長時間駐車及び不正利用の防止は図られている状況である。長時間駐車台数は、2013年9月に実施した実態調査の結果によると、鶴間公園が平日1台、休日2台、野津田公園が平日2台、休日1台であった。

エ 平日無料化した2013年10月10日以降の状況については、調査を行っていない。

(3) 公園駐車場有料化にあたり想定した収支等について

ア 想定した収支は、下表のとおりであった。

(単位 千円)

	収入額	支出額	収支額
平成23年12月条例改正案	43,054	113,295	△ 70,241
平成24年3月条例改正案	95,920	93,040	2,880
平成25年8月運用変更案	18,550	40,405	△ 21,855
平成25年9月条例改正案(改正後)	19,800	38,281	△ 18,481

イ 収支の想定に当たっては、2012年11月3日から5日の3日間、実態調査を行った。

ウ 平成23年（2011年）12月に条例改正案を提出した時点で想定した収入額43,054千円は、実態調査を基に試算した額に七掛けをしている。

エ 平成24年（2012年）3月に条例改正案を提出した時点で想定した収入額95,920千円は、公園ごとに季節やイベントなどのピーク時の利用実態に即した試算をした。

オ 収入額の想定に当たっては、条例で規定している無料時間も勘案している。

カ 平成23年（2011年）12月時点では、機械式の料金徴収を想定し支出額を算出したが、経費縮減のため、平成24年（2012年）3月時点では、有人による料金徴収で支出額を算出した。

キ 平成24年（2012年）3月時点では黒字の試算であったが、有料化の結果赤字となったのは、想定していた駐車場利用台数と実績利用台数に差はないが、無料時間内での利用台数が予想を上回ったことにより、想定に比べ収入が減少したためである。

ク 2012年12月の有料化開始後、想定以上の赤字となったため、運用変更及び条例改正を行った。なお、今後も状況を見て対策を図らなければならないと考えている。

ケ 2012年12月から2013年7月までの収支実績を基に年間収支を試算すると、支出が収入に対し約6千万円超過する見込みであった。しかし、平成25年（2013年）9月の条例改正で平日無料化することにより、約1,800万円の超過に縮減できると想定した。

また、平日無料化した2013年11月の収支実績から年間収支を試算すると、約1,600万円弱の超過に縮減できる見込みである。

(4) 駐車料金について

ア 市が策定した受益者負担の基本方針では、公園駐車場のように施設に附帯する駐車場については、類似のサービスの対価を参考に受益者負担額を設定している。

このため、公園駐車場の駐車料金は、町田市立総合体育館とサン町田旭体育館の2か所を参考に設定した。

イ 無料時間を設定しているのは、免除ではなく配慮である。

ウ 駐車料金は、公園ごとに検討はしたが、駐車場は公園の便益施設であることと、どこの公園であっても公園の目的は変わらないことから一律にした。

しかし、駐車料金を徴収しない公園があるのは、駐車場の台数が少なく収支が合わないと判断したからである。

エ 当初は、指定管理者が管理する公園については、新たに指定管理者を選定するタイミングで有料化を実施することも検討したが、公平性の観点から、一律に実施した。

3 判断

本件請求において請求人は、即座に公園駐車場有料化事業を廃止するとともに、本事業実施によって生じた赤字を損害とし、市長に損害相当額を市に返金するよう主張している。

本件について、前記事実関係の確認に基づき、次のように判断する。

- (1) 公園駐車場の使用料については、議会に提出し可決された「町田市公園条例の一部を改正する条例」に基づき徴収しているものであり、違法であるとは言えない。
- (2) 公園駐車場有料化事業は、市が策定した受益者負担の基本方針におおむねのっとり行われたものである。

よって、公園駐車場有料化事業は不当な事業であるとまでは言えず、また、本事業実施により生じた支出が収入を上回る金額については、損害であるとまでは言えない。

4 結論

(1) 結論

以上のことから、請求人の主張には理由がない。

(2) 意見

本件請求に係る監査を実施したところ、以下のような不適切な点が見受けられたので意見を述べる。

ア 公園駐車場有料化事業実施に当たっての実態調査を3日間で行うなど、調査が不十分であった。

イ 想定した収支見込みの甘さが見受けられた。

ウ 駐車料金の設定や実施時期を一律にするなど、有料化に至る経過が拙速であった。

エ 2013年10月10日から町田市公園条例の一部を改正し、公園駐車場の原則平日無料化などを実施したが、その後の実態調査を行っていない。

オ 受益者負担の基本方針によれば、公園駐車場のような施設に附帯する駐車場については、民間や近隣自治体の類似サービスの対価を参考に受益者負担額を設定するとしている。しかし、公園駐車場の駐車料金は、町田市立総合体育館とサン町田旭体育館の2か所のみを参考に設定したとしている。

公園駐車場有料化事業については、今後も適時適切に利用状況を把握しながら事業の検証をし、事業コストの縮減に努められたい。

なお、受益者負担の基本方針については、受益がある者に負担を求めること、また、負担の割合に客観性を持たせ、明確化することが本旨であると理解する。

しかし、基本方針は、負担割合を示した分類区分ⅠからⅣの外に類似のサービスの対価を参考にした負担額の設定を認めるなど、裁量を広く付与したものとなっている。

請求人が主張するように、支出が収入を上回っても実施すべき事業であるのか、社会的公平・公正追求のためにかかるコストの妥当性について、民意は敏感である。

市は、民意を真摯に受け止め、合理的な説明が可能となるよう基本方針のさらなる明確化に努めるとともに、事業化に当たっては、将来にわたる財政負担にも留意して、中長期的な視点に立った意思決定をされるよう強く望むものである。

資料（町田市職員措置請求書）

町田市職員措置請求書

町田市監査委員会様

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

2013年12月24日

措置請求の要旨

1. 請求の要旨

町田市長は、市内の公園駐車場を2012年12月より条例改正して有料化した。その際の議会説明によれば、公園全体で3百万円の黒字になる見通しであるとの答弁であった。

ところが、実際に有料化を実施したところ、6月時点で3000万円以上の赤字であることが判明し、市は平日昼間の無料化を行った。しかしその実施後でも赤字の見通しである。

そもそも、計画当初から有料化によって逆に赤字が発生する施設があることがわかっているにもかかわらず（資料1）実施したことが無謀で、税金の無駄遣いである。「受益者負担の適正化に関する基本方針」（2010年8月10日付け、財政課）や「2011年度受益者負担の適正化に向けた取り組みについて」（2011年8月19日付け、財政課）を見ても、何のために公園駐車場を有料化するのか、個々の駐車場で実情が違わずなのに（野津田公園の駐車場が「民業圧迫」になるとは到底考えられない）画一的に有料化するという行政目的が理解できない。「最小の経費で最大の効果を上げる」という精神からもかけ離れている。

わざわざ使用料を取ったがために逆に赤字になり、税金の投入によりこの赤字を埋めている状況を鑑みるに、この事業継続によって公園の運営費をあげてしまう状況を続けることは税金の公平性、効率性の観点から意味がない。また、この見通しの甘さに対して町田市に与えた2012年12月から2013年7月までの損害41,019,692円（資料2）は誰も責任を取らないまま、単に一部無料化しただけでごまかそうとしている。

よって、町田市長は即座にこの有料化事業を廃止してこれ以上の損害を市に与え続けることを止め、今日まで継続して与えてきた損害少なくとも41,019,692円を市に返金するよう求める。

以上

（別紙）

資料1 「駐車場有料化に伴う、収支試算メモ」

資料2 「駐車場運用実績（2012年12月～2013年7月）比較及び年間収支試算による想定」

資料3 駐車場収支実績 2013年4月～10月

資料4 町田市職員措置請求（住民監査請求）陳述書

2. 請求者 (略)

(注1) 以上、原文のまま掲載。

(注2) 資料3及び資料4は、2014年1月22日に行った陳述の際に新たな証拠として提出された。